免許番号 漁場の位置 淡路市育波地先

漁場の区域 次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点の位置

A 最大高潮時海岸線における淡路市斗ノ内・育波界

(北緯34度31.78分、東経134度53.97分)

B 最大高潮時海岸線における淡路市育波・室津界

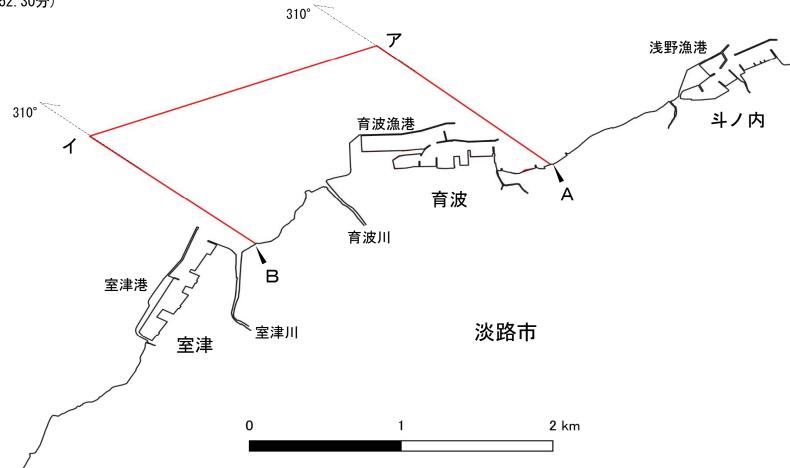
(北緯34度31.46分、東経134度52.90分)

ア Aから310度1,300メートルの点

(北緯34度32.23分、東経134度53.32分)

イ Bから310度1,200メートルの点

(北緯34度31.88分、東経134度52.30分)





令和5年9月1日 免許

共第124号

表	表示												
示番	漁場		別紙	別紙 漁場図のとおり		免許年月日		令和5年9月1日		. 日	存続期間	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	
号	Ì	漁業の種	類主な漁	獲物	漁業時期	ì	漁業の種類	主な漁	魚獲物		漁業時期	制限又は条件	
1	 わかめ漁業 いぎす漁業 			まで 5月	1日から							潜水器を用いて水産動植物 を採捕するときは、別に知事 の許可を受けなければなら ない。	
	1				30日まで 1日から12月31日 i								
	1	もずく漁業	45	1月 まで	1日から12月31日								
	1	1 かき漁業		1月 まで	1日から12月31日								
	1	あさり漁業	:	1月1日から12月31日 まで 1月1日から12月31日 まで								1	
	1	さざえ漁業	É									1	
	1	1 ばかがい漁業		1月1日から12月31日 まで								-	
	1	あわび漁	業	1月1日から12月31日 まで									
	1	とこぶし漁	業	1月1日から12月31日 まで									
	1	うに漁業		1月 まで	1日から12月31日								
	1	なまこ漁業			1月1日から12月31日 まで								
	1	たこ漁業		1月1日から12月31日 まで]	
	2	いそ刺網	漁業	1月1日から12月31日 まで]	
									T				
海	区	兵庫県瀬戸内海海区		海区	免許番号	共第124号			摘要				

士二			漁 業 権 区	漁業権区			
表示 番号	表示	順位 番号		順位 番号			
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	淡路市育波148番地の3 育波浦漁業協同組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日				
	行和5年9月Ⅰ日		〒和5年9月1日				